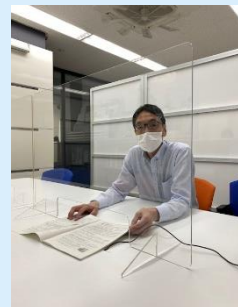


「こんなことになるとは・・・」船越

例の感染症拡大防止のため、各事業所では様々な対応をされていることと思います。当所でも、職員が出勤し入室するときには検温したり、所内での席と席との距離を離してみたりしています。この距離については、人手不足で、もともと事務所内がスカスカだったのが幸いているという皮肉な状況です。手指の消毒に関しては、SARSの時から、消毒液スタンドを入りに設置していました。そんな中、新たに施した対策がアクリル板の設置です。ネットで検索してみると、まさに百花繚乱。大きさから厚み、スタンドの形容などや、肝心の価格まで見れば見るほど???そして、なんといっても透明度が重要なのに、ネットの画面では透明すぎると映らないので、少し色を付けた写真が掲載されているという不思議な世界。最後はお手頃価格のこれ!といった感じで購入しました。幸いそここの商品だったので、追加購入も検討中。それにしても、所内にこんなものを設置する時代が来るとは・・・



## 今さら聞けない 経済用語

### 今月の教えてキーワード：【ロイヤリティ】

特許権・商標権・著作権などの権利を持つ者に支払う使用料のこと。「ノウハウの伝授に対しロイヤリティを支払う」「1回につき10%のロイヤリティが発生する」といった名詞的用法で用いられる。「王権」という意味を持つロイヤリティ (royalty) と、似た表記となるロイヤルティ (loyalty) とが混同されるが、後者は「忠誠心」と訳され、企業やブランドへの愛着を図るマーケティングなどに使用されるので注意が必要である。

## 知っとこ! 「税務のマメ知識」

### 【テレワーク制度を導入した際の手当と税金】

最近では多くの企業がテレワーク（在宅勤務）制度を導入するようになりました。しかし、自宅で通常の業務を行おうとすれば電気代やインターネットの通信費など「それまで発生していなかった費用」が新たに発生する事態となります。そこで今回は、本来ならば負担しなくてもよい経費を従業員に負担してもらった場合、それを在宅手当として支給する際の税金の取り扱いを考えてみましょう。原則的には会社が従業員に支給する金品は、給与や賞与といった名目に関係なく給与課税の対象となります。



ただし、業務の遂行上必要なものであり、本来は会社が負担すべき費用の実費を支払うのであれば「通常必要とされる範囲内」で課税されません。つまり従業員が業務の使用量に応じて通信費や光熱費などの明細を提示し、実費を精算するような場合は非課税となります。一方、会社が業務に必要な費用の補助として一律に従業員に在宅手当を支給する場合は給与課税の対象となります。実際にはなかなか難しいとは思いますが、従業員それぞれに実費を精算してもらったほうが給与として課税されないで社会保険料などの負担も軽くなります。そのためこれを機に実費精算のルールを作ってもいいかもしれませんね。何よりテレワークは自己管理がとても大切です。くれぐれも体調管理には十分に気を付けましょう。

今を生きる

### 先人の言葉

危機の中人は  
成長し  
危機の中人は  
本ものになる

仏教詩人である坂村真民の言葉。この後に続く言葉は「だからこそ危機を避けるな。むしろ危機に立ち向かう心を養え」。困難を乗り越えるのではなくバネにしよう。